

第6回懇談会

資料-4

第6回 猪名川圏域河川整備計画懇談会

平成27年3月5日

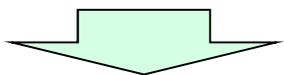
兵庫県

1. これまでの経緯と今後の予定について

これまでの経緯

第1回懇談会
【H23.3.23】

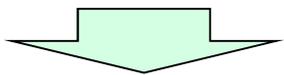
- ・懇談会の設立
- ・今後のスケジュール提示
- ・流域及び河川概要の説明



第2回懇談会
【H23.9.9】

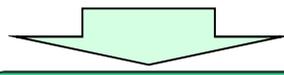
現地視察

- ・現状と課題について説明
- ・現地視察

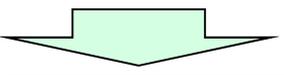


第3回懇談会
【H24.11.1】

利水と環境の考え方について審議



第4回懇談会
【H25.1.16】



第5回懇談会
【H26.10.29】

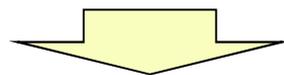
- ・治水に関する現状と課題について説明

これまで5回の懇談会を実施し、第1回と2回は圏域の現状把握を行い、第3回と4回では利水と環境の考え方、第5回では治水に関する現状と課題について審議を行ってきた。

今回及び今後の予定

第6回懇談会
【H27.3.5】

- ・治水に関する目標及び工事概要について



第7回懇談会

- ・河川整備計画(案)について

2. 前回の懇談会における委員からの指摘とそれに対する考え方

第6回懇談会
資料-2

第5回 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談 会議議事概要

1. 委員及び出席者紹介

・本日の会議の出席者は7名である。(全13名)

2. 第4回議事概要の確認とご意見等への対応

・第4回議事概要と出された意見等を確認した。

3. 河川整備計画における治水の考え方

【委員】最明寺川の右岸(南側)の地区(宝塚市南ひばりガ丘)では、今年の台風18号では6軒の床上浸水が発生し、道路はひざ上まで浸水した。川西市の方から洪水が来るので、この地区にも寺畑前川のような調節池を作るなどの対応をしてほしい。

➢ 【事務局】河川整備計画には河川の整備によって対応できるところと、河川の整備以外で対応するところがある。今回の浸水被害は内水によるものであり、河川整備とは別の対策で対処することになる。本日欠席の宝塚市にも詳細に伝え、今後の河川整備計画の参考とする。

➢ 【委員】寺畑前川は調節池の設置等の整備により浸水もなくなり、本当によくなった。

【委員長】河川整備計画と総合治水推進計画との関係を教えてほしい。

➢ 【事務局】河川整備計画は、主に河川管理者が実施する今後20~30年間に計画的に進める整備内容を定める。総合治水推進計画は概ね10年間の(下水整備も含めた)ハード整備に加え、校庭で一時的に雨水を貯留したり屋根に降った雨をタンクに貯留する「流域対策」、ハザードマップの作成等の「減災対策」を盛り込んだもの。河川整備計画の概ね30年間の中から10年の河川整備を切り出すとともに、より具体的な対策を総合治水推進計画に盛り込む。

【委員】平成26年8月洪水で宝塚市を含めいろいろな地区で浸水被害が発生しているが、河川整備計画にそれらへの対策についてどのように反映されるのか教えてほしい。

➢ 【事務局】被災箇所の復旧については河川整備計画に定める整備ではなく、災害復旧により対応する。なお、被災箇所については災害査定で概ね採択されると考えている。採択から漏れたところがあれば、県や市町の自らの財源で復旧を行っていく予定である。

【委員】宝塚市では、浸水した駐車場の嵩上げを行うと聞いているが、低い地区の浸水被害をより助長することになると考える。

➢ 【委員長】総合治水の考え方を河川整備計画に反映し、国・県・市町が一体となって治水に取り組んでいく表現を盛り込んでほしい。

配布資料の資料2と資料3

第6回懇談会
資料-3

指摘・質問事項	委員	懇談会での対応	今後の対応
1 ・最明寺川の右岸(南側)の地区では、今回(台風18号)は6軒の床上浸水が発生し、道路はひざ上まで浸水した。川西市の方から洪水が来るので、この地区にも調節池を作ってほしい。	久保田	河川整備計画には河川の整備によって対応できるところと、河川の整備以外で対応するところがある。今回の浸水被害は内水によるものであり、河川整備とは別の対策で対処することになる。本日欠席の宝塚市にも詳細に伝え、今後の河川整備計画の参考とする。	【対応案】宝塚市において、浸水の原因となる水路への雨水流入量を軽減するため、他の支流への切り直し等、総合治水による対策を検討していく。
2 ・河川整備計画と総合治水推進計画との関係を教えてほしい。	三橋	河川整備計画は、主に河川管理者が実施する今後20~30年間に計画的に進める整備内容を定める。総合治水推進計画は概ね10年間の(下水整備も含めた)ハード整備に加え、校庭で一時的に雨水を貯留したり屋根に降った雨をタンクに貯留する「流域対策」、ハザードマップの作成等の「減災対策」を盛り込んだもの。河川整備計画の概ね30年間の中から10年の河川整備を切り出すとともに、より具体的な対策を総合治水推進計画に盛り込む。	
3 ・「治水に対する考え方」において、計画的河川整備を進める場合と局部的に進める場合の記述があるが、総合治水はどちらに入るのか。あるいは別な項目を立てて総合治水についての記述を入れるのか。	大石	具体的な表記方法についてはこれから検討していくが、整備計画の中において、総合治水に流域一体で取り組むという表現を盛り込みたいと考えている。	
4 ・平成26年8月洪水で宝塚市を含めいろいろな地区で浸水被害が発生しているが、河川整備計画にそれらへの対策についてどのように反映されるのか教えてほしい。	三橋	被災箇所の復旧については河川整備計画に定める整備ではなく、災害復旧により対応する。なお、被災箇所については災害査定で概ね採択されると考えている。採択から漏れたところがあれば、県や市町の自らの財源で復旧を行っていく予定である。	
5 ・宝塚市では、浸水した駐車場の嵩上げを行うと聞いているが、低い地区の浸水被害をより助長することになると考える。	久保田	ご意見を宝塚市に伝える。	【対応案】宝塚市 当該駐車場の嵩上げについては、近隣住民の方々との協議結果を踏まえ、実施の内容や是非について検討していく。
6 ・総合治水の考え方を河川整備計画に反映し、国・県・市町が一体となって治水に取り組んでいく表現を盛り込んでほしい。	大石	具体的な表記方法についてはこれから検討していくが、整備計画の中において、総合治水に流域一体で取り組むという表現を盛り込みたいと考えている。	
7 ・複数の管理者がまたがっている河川の特徴を踏まえて、国・県・市町が一体になって取り組むという表現をいれるなど検討を願いたい。	大石	管理者で調整して表現を検討したい。	
8 ・最明寺川周辺が浸水する話がよく聞く。小中学校からは「災害・洪水と生物」という話をしてほしいというリクエストやホテルを守りつつ災害をどうしたらいいかといった環境を守りながら治水を考える相談も受けている。この地区で、総合治水に重点的に取り組んでほしい。	三橋	浸水の発生原因には、強い雨が降って河川に至るまでの下水道で能力をオーバーすることによる内水氾濫や河川から溢れる外水氾濫などいろいろあり、被害の原因に応じて流出抑制対策も含めた様々な対策を考えていく必要がある。総合治水推進計画に盛り込めるかどうかかわからないが、被害を軽減する対策を市と相談していきたい。	

3. 河川整備計画で設定する項目

第6回以降の審議項目

河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 河川環境の整備と保全に関する目標

どの区間を
どの期間で

利水目標

環境目標

治水目標

どう整備
する

第3回から第5回で審議

今回審議

河川整備の実施に関する項目

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

4. 前回までの経緯(治水の現状と課題)

5. 治水の現状と課題

現 状

本川

- ◆銀橋から多田大橋付近までの区間は比較的流下能力が低いことから、多田地区では、昭和42年、昭和58年等の洪水時に大規模な浸水被害が発生している。
- ◆銀橋下流の右岸道路(県道川西篠山線)は、河川に対し路面高が低い区間があり、平成16年台風23号等、洪水時に頻繁に冠水している。
- ◆上流(猪名川町域)の一部区間は比較的流下能力が低いことから、平成16年の大雨等により浸水する等、しばしば浸水被害が発生している。

支川

- ◆野尻川等では、平成16年等の洪水時に浸水被害が発生している。
- ◆本川の背水により、浸水が懸念される区間がある。

課 題

- ◆流下能力向上対策を進めていくにあたっては、上下流間や本支川間の治水上のバランスに十分留意する必要がある。
- ◆河道整備と並行し、流域整備計画に基づく総合治水対策を、関係市町と連携の上、進めていく必要がある。

6. 治水に対する考え方

計画的に河川整備を進める場合について

- ◆河川整備は下流から上流へ向かって整備を進めていくことが基本であるが、できるだけ早く上流区間の整備に着手するため、暫定的な整備目標を定めて段階的に流域全体の治水安全度向上を図っていく。
- ◆家屋の浸水被害を防止できる区間を優先し、上下流や本支川の治水バランスに留意して工事のメニューや施工の順序やタイミングを定める。
- ◆これまで整備してきた工事に手戻りが生じないように、既定計画と整合を図って効率的・効果的に河川整備を進める。

局部的に河川整備を進める場合について

- ◆家屋や道路の浸水被害が発生する箇所については、下流の区間に悪影響を及ぼさない範囲で、局所的な水防対策を実施していく。

4. 前回までの経緯(河川整備の目標)

6. 河川整備計画の目標

1. 対象区間

- ◆猪名川圏域河川整備計画の対象区間は、猪名川圏域に位置し、県が管理する全ての法定河川とする

2. 対象期間

(検討中)

- ※河川工事の規模等を踏まえ、20～30年の期間で設定見込み。

3. 整備計画の適用

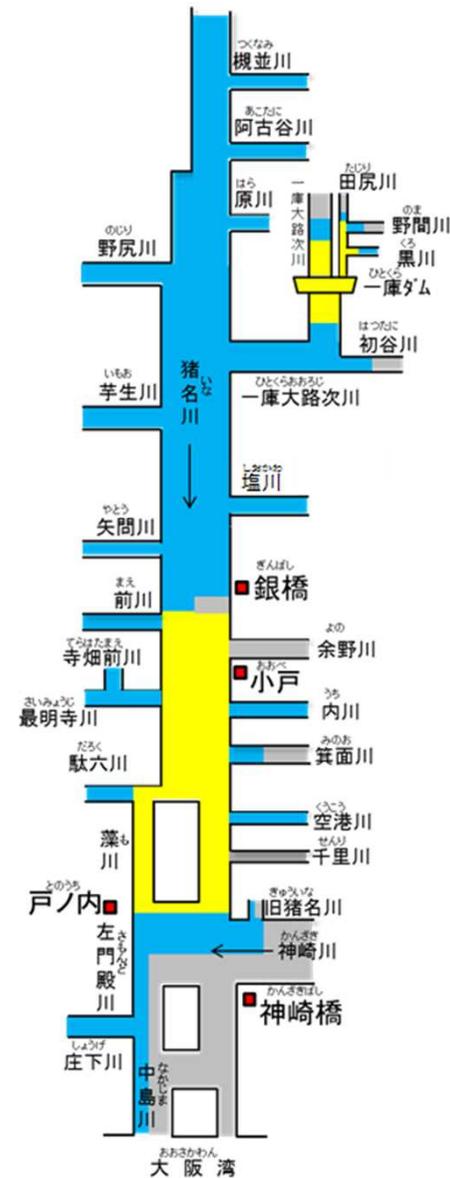
- ◆本河川整備計画は、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に配慮し、地域の社会状況、自然状況、河道状況に配慮し、段階的な整備を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。
- ◆策定後にこれらの状況の変化や新たな科学的知見が得られたり、技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、本整備計画を見直すものとする。

河川名	河川延長(m)	河川名	河川延長(m)
いながわ 猪名川	24,555	やとうがわ 矢間川	300
つくなみがわ 槻並川	4,080	しおかわ 塩川	2,530
あこたにがわ 阿古谷川	4,650	まえかわ 前川	1,300
はらがわ 原川	1,600	さいみょうじがわ 最明寺川	2,686
のじりがわ 野尻川	1,800	てらはたまえかわ 寺畑前川	1,130
ひとくらおおろじがわ 一庫大路次川	2,686	うちかわ 内川	475
のまがわ 野間川	500	みのおがわ 箕面川	1,091
はつたにがわ 初谷川	2,920	だろくがわ 駄六川	3,300
いもおがわ 芋生川	3,000	くこうがわ 空港川	1,760

猪名川・神崎川の河川整備

・河川の管理

- ◆ 河口から猪名川合流点までの中島川・左門殿川・神崎川は大阪府と兵庫県とが共同して管理している。
- ◆ 神崎川合流点付近から前川合流点付近の区間と一庫ダムの区間は特に重要な区間であるため国が管理している。
- ◆ 前川合流点付近から銀橋下流の区間は、大阪府と兵庫県の共同管理区間となっており、それより上流区間は一庫ダムの区間を除いて兵庫県が管理している。



河口から猪名川上流までの河川管理者区分の模式図

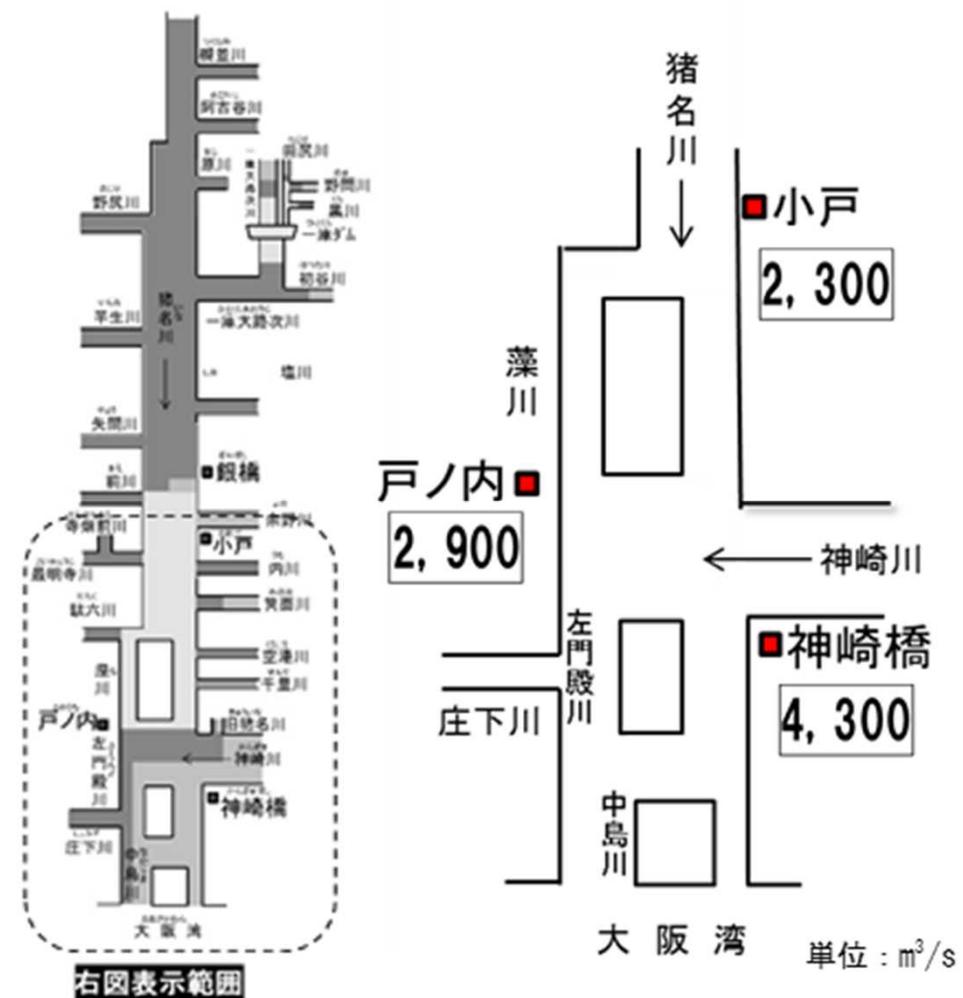
・治水計画(上位計画)

1. 淀川水系河川整備基本方針(H19.8国策定)

◆猪名川の基本高水は、昭和58年9月洪水、平成16年10月洪水等の既往洪水について検討され、下表のとおり定められている。

基本高水ピーク流量	小戸 3,500 m ³ /s
洪水調節施設による調節流量	小戸 1,200 m ³ /s
計画高水流量	小戸 2,300 m ³ /s 戸ノ内 2,900 m ³ /s 神崎橋 4,300 m ³ /s

計画高水流量配分図



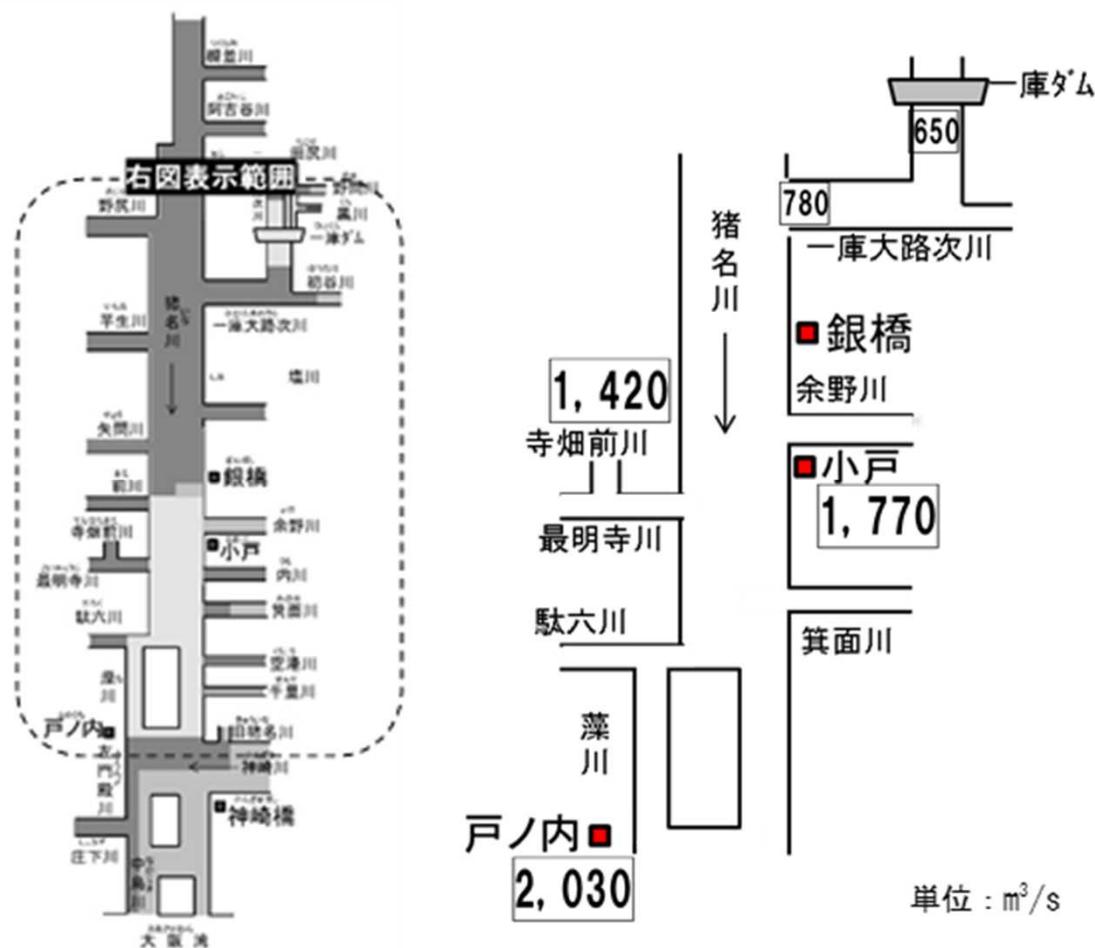
・治水計画(関連計画)

1. 猪名川流域整備計画 (S57.3猪名川流域総合治水対策協議会策定)

◆高度経済成長期以降、急速な都市化(宅地開発)による雨水流出量の増加に対応するためには、河川改修やダム建設等の河川そのものによる治水対策だけでは限界があるとの認識のもと、猪名川流域の兵庫県と県域4市1町、大阪府と府域3市2町、国土交通省、水資源開発公団(現在の独立行政法人水資源機構)からなる「猪名川流域総合治水対策協議会」において、「猪名川流域整備計画」を昭和57年3月に策定した。

◆当面、戦後最大級である昭和28年9月の13号台風による洪水(おおむね10年に一度起こる可能性のある規模の洪水)に対して安全な地域の整備を目標としている。

流量配分図(総合治水対策特別事業)

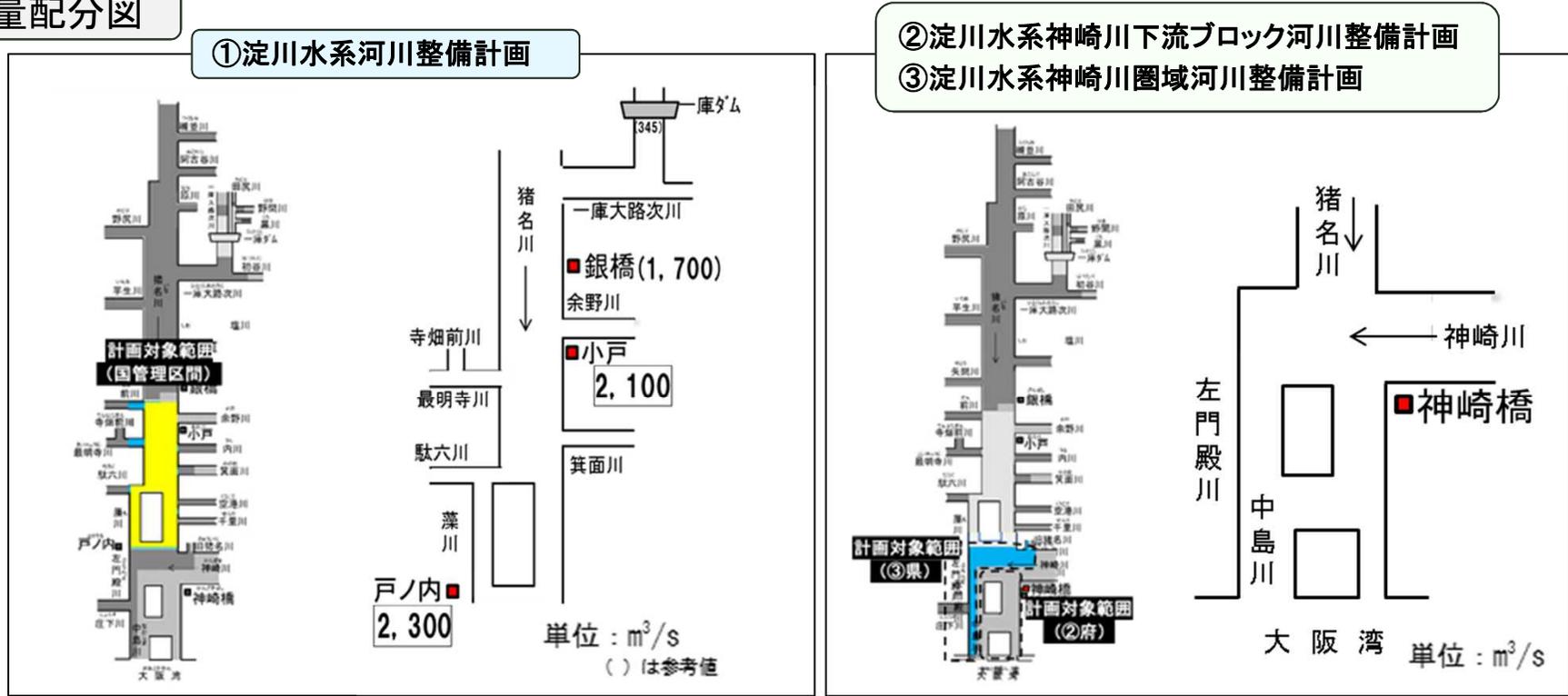


・治水計画(関連計画)

2. 河川整備計画

	①淀川水系 河川整備計画	②淀川水系 神崎川下流ブロック 河川整備計画	③淀川水系神崎川圏 域河川整備計画	④淀川水系 猪名川上流ブロック 河川整備計画	⑤淀川水系 猪名川下流ブロック 河川整備計画
策定者	国	大阪府	兵庫県	大阪府	大阪府
目標流量	小戸2,100m ³ /s	神崎橋3,400m ³ /s		・昌平橋190m ³ /s(田尻川) ・片保手橋150m ³ /s(野間川) ・川戸橋65m ³ /s(木野川) * 現在見直し中	* 策定中

流量配分図



水害と治水事業

・過去の水害の状況

■ 既往の被害の概要

発生年	要 因	被害状況
昭和 13 年 7 月 3 日～5 日	梅雨前線	死者 8 人、負傷者 1 人、全壊流失 162 戸、半壊 94 戸、床上、床下浸水 8,408 戸、田畑 1,678ha 冠水
昭和 28 年 9 月 22 日～25 日	台風 13 号	負傷者 12 人、全壊流失 41 戸、半壊 30 戸、床上浸水 1,080 戸、床下浸水 3,910 戸、田畑 1220ha 冠水
昭和 35 年 8 月 29 日～30 日	台風 16 号	負傷者 11 人、全壊流失 25 戸、半壊 49 戸、床上浸水 1,807 戸、床下浸水 2,541 戸、田畑 454ha 冠水
昭和 42 年 7 月 7 日～9 日	台風 7 号くずれ 梅雨全線	死者 2 人、負傷者 100 人、全壊流失 41 戸、半壊 57 戸、床上浸水 17,653 戸、床下浸水 75,779 戸、田畑 2,120ha 冠水
昭和 43 年 8 月 27 日～29 日	台風 10 号	床下浸水 51 戸
昭和 47 年 7 月 9 日～12 日	前線	半壊 2 戸、床上浸水 55 戸、床下浸水 2,262 戸
昭和 47 年 9 月 14 日～16 日	台風 20 号	全壊流失 3 戸、半壊 6 戸、床上浸水 95 戸、床下浸水 398 戸、田畑 47ha 冠水
昭和 58 年 9 月 24 日～28 日	台風 10 号	半壊 8 戸、床上浸水 353 戸、床下浸水 2,854 戸、田畑 39ha 冠水
平成元年 9 月 2 日～3 日	秋雨前線	半壊 4 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 44 戸
平成 6 年 9 月 5 日～9 日	伊丹豪雨	床上浸水 1,365 戸、床下浸水 2,002 戸（猪名川町を除く）
平成 9 年 7 月 2 日～18 日		床上浸水 25 戸、床下浸水 63 戸（猪名川町・伊丹市を除く）
平成 9 年 8 月 3 日～13 日	台風 11 号	床上浸水 56 戸、床下浸水 274 戸（猪名川町を除く）
平成 11 年 6 月 22 日 ～7 月 4 日		床上浸水 25 戸、床下浸水 167 戸（猪名川町を除く）
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	床上浸水 8 戸、床下浸水 59 戸
平成 22 年 7 月 8 日 ～7 月 17 日	梅雨前線豪雨	床下浸水 2 戸、田畑 0.01ha 冠水（伊丹市、川西市）
平成 24 年 7 月 20 日 ～7 月 22 日	豪雨	床下浸水 15 戸、田畑 0.04ha 冠水（伊丹市、川西市）
平成 25 年 9 月 15 日 ～9 月 16 日	台風 18 号	床下浸水 1 戸（猪名川町）
平成 26 年 8 月 9 日～10 日	台風 11 号	床上浸水 4 戸、床下浸水 30 戸（猪名川町・川西市）

出典)平成16年までの資料:被害は水害統計、ただし、S13、S28、S35は「淀川水系河川整備基本方針」等
平成22年から平成24年までの資料:被害は水害統計
平成25年～26年の資料 :兵庫県公表資料

・治水事業

1. 改修工事の概要

■本川

- ◆猪名川本川については、特に人家が連担し、流下能力が低く、過去に浸水被害のある川西市多田地区の2.97km区間を事業区間とし、昭和59年度より主として用地の取得を進め、下流直轄管理区間の河川改修が一定進捗し、工事着手に係る国との、協議も整ったことから平成7年度より事業区間の下流に位置する川西市道銀橋の上流約0.5km区間において改修工事に着手することとなった。(昭和47年及び昭和54年にそれぞれ1.4km、0.88kmの災害関連事業を実施している。)
- ◆また、平成22年度には、下流直轄管理区間(川西池田地区)において、流域整備計画に基づく整備が完了した(小戸地点1,770 m³/s対応)ことを受け、道路改良事業と整備時期を合わせて県道が度々冠水する御社橋から多田大橋の護岸工事に、平成23年度からは銀橋地点の狭窄部の部分開削工事(800m³/s→910m³/s対応)に着手している。

■支川

- ◆駄六川においては、昭和54年から直轄区間上流端から国道171号までの約1.8kmの区間を総合治水特定河川事業として実施し、平成18年に完了した。
- ◆内川においては、平成元年から国道171号上流から府県境界までの約0.3kmの区間を局部改良事業として実施し、平成7年に完了した。
- ◆寺畑前川においては、昭和44年に約0.8kmの区間において災害関連事業を実施した。また、平成11年から約0.9kmの区間を総合治水特定河川事業及び床上浸水対策特別緊急事業として実施し、平成22年に完了した。
- ◆最明寺川においては、昭和42年に約3.3kmの区間において河川復旧助成事業を実施し、昭和45年に完了した。
- ◆矢問川においては、平成22年から猪名川本川の背水に対処するため、約0.3kmのバック堤の整備を総合治水特定河川事業として着手し、平成25年度に完了する予定である。
- ◆一庫大路次川においては、昭和50年から約1.2kmの区間において局部改良事業を実施し昭和53年に完了した。また、昭和54年からは流域開発に対処するとともに一庫ダムの放流に対応するため約2.9kmの区間において、総合治水特定河川事業に着手し平成26年度に完了した。
- ◆阿古谷川においては、昭和48年と昭和51年にそれぞれ約2.8km、約1.6kmの区間において災害関連事業を実施した。
- ◆槻並川においては、昭和52年から約1.0kmの区間において、局部改良事業に着手し昭和55年に完了した。また、平成元年から約2.8kmの区間において県単独事業に着手し、河川改修を実施している。

治水の現状と課題

・現況流下能力

1. 猪名川本川【猪名川直轄上流端～多田大橋区間の状況】

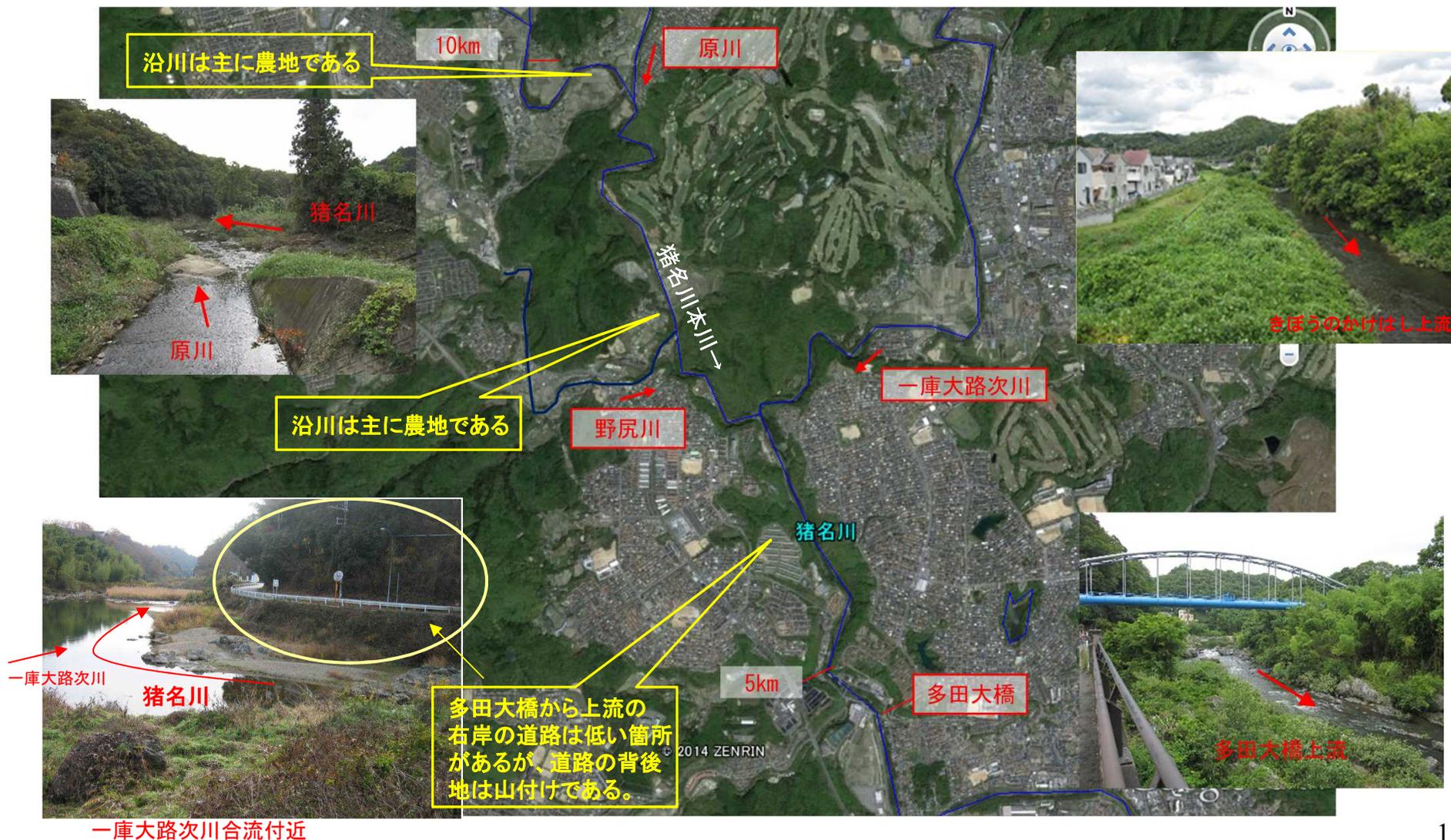
- ◆銀橋下流付近には狭窄部が存在し、能勢電鉄付近では右岸側の道路が一部低いところがある等、たびたび浸水被害が発生している。
- ◆銀橋から多田大橋までの道路背後地は農地や市街地である。
- ◆銀橋の下流及び多田大橋の上流は流下能力が低い区間であるが背後地は高い。



・現況流下能力

1. 猪名川本川【猪名川多田大橋から原川合流点区間の状況】

◆多田大橋から上流の右岸側の道路は低い箇所があるが、道路の背後地は山付けである。

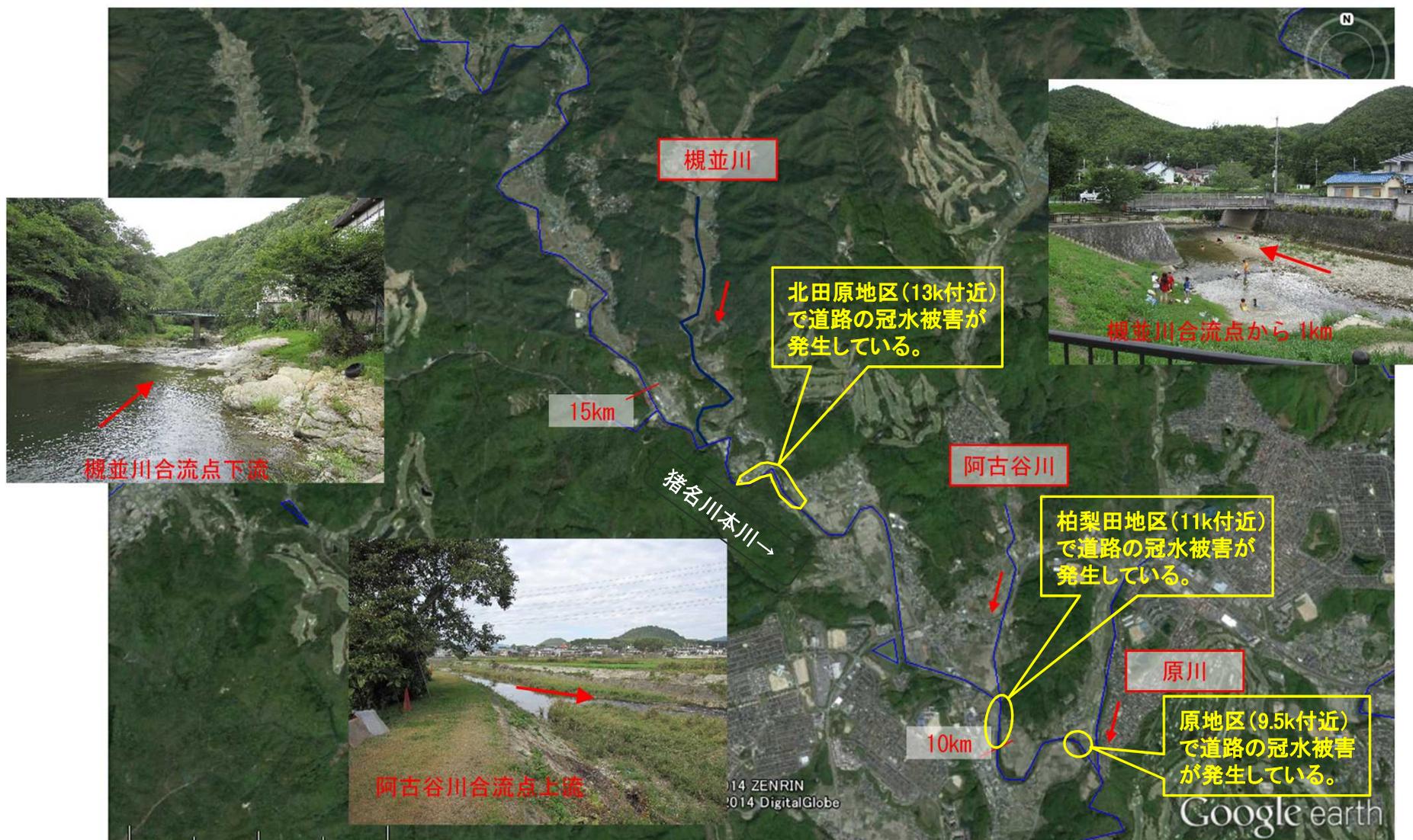


一庫大路次川合流付近

・現況流下能力

1. 猪名川本川【原川合流点から上流区間の猪名川本川の状況】

◆原地区(9.5k付近)・柏梨田地区(11k付近)・田原地区(13k付近)で道路の冠水被害が発生している。



・現況流下能力

1. 猪名川本川【槻並川合流点から上流区間の状況】

◆笹尾地区(21k付近)では家屋浸水被害が発生している。



・現況流下能力

1. 猪名川本川【県管理区間最上流付近の状況】

- ◆ 県管理区間最上流付近においても流下能力が不足しているが、沿川の家屋敷高は高い。
- ◆ 沿川は谷底平野が形成されており、農地の中に宅地が点在している。



・現況流下能力

2. 猪名川支川

一庫大路次川

- ◆部分的に流下能力が不足しているが、沿川は農地となっており、宅地は地盤の高いところに分布している。
- ◆下流の猪名川本川合流部では両岸が山付けとなっている。



本川合流点



きぼうのかけはし上流

野尻川

- ◆下流区間では流下能力が不足しているが、沿川は農地となっており、右岸側に家屋が存在している。



猪名川合流点

槻並川

- ◆部分的に流下能力が不足している箇所について、社会基盤整備等と一体となった整備を進めている。



松尾橋上流

初谷川

- ◆上流部で流下能力が不足しているが、沿川は農地である。



流下能力が確保されている河川

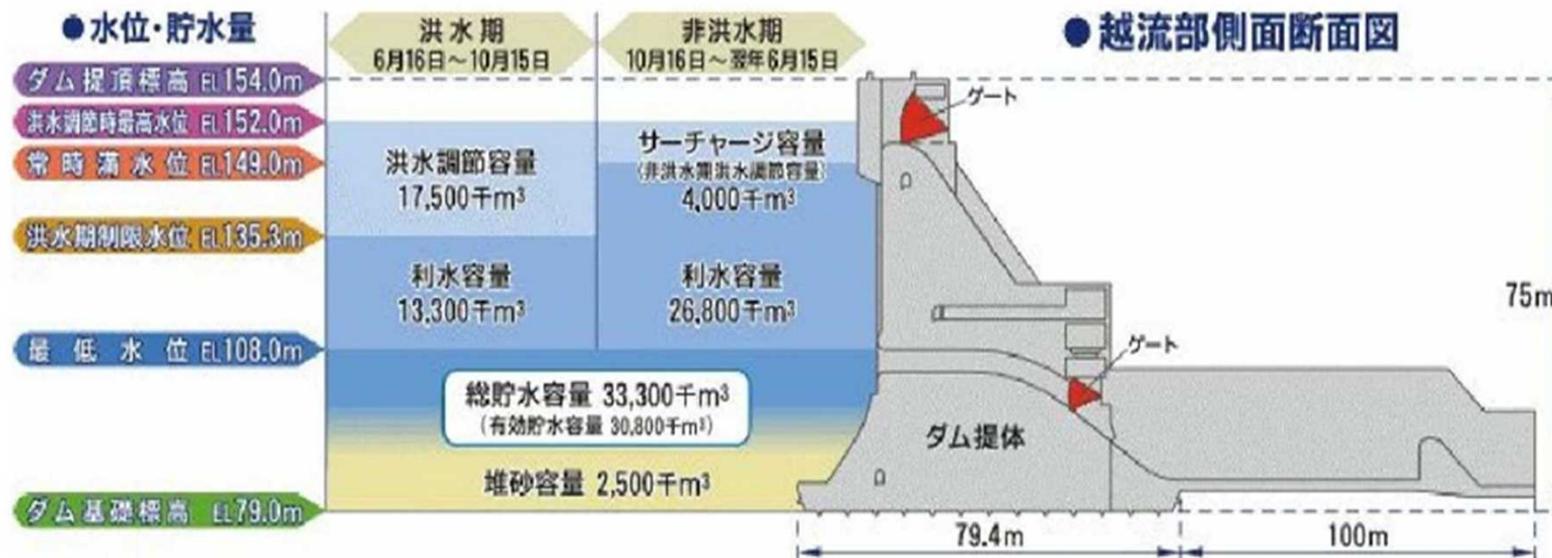
- ◆阿古谷川、原川、野間川、芋生川、田尻川、矢間川、塩川、前川、最明寺川、寺畑前川、内川、箕面川、駄六川、空港川

一庫ダムの概要

ダムの諸元

- ・ダム形式: 重力式コンクリートダム
- ・堤体積 : 441 千 m^3
- ・堤高 : 75.0m
- ・堤頂長 : 285.0km
- ・集水面積: 115.1 km^2
- ・湛水面積: 1.4 km^2
- ・完成年度: 昭和57年度
- ・管理者: 独立行政法人水資源機構

【貯水池容量配分】



・治水の現状と課題

本川

- ◆銀橋付近が狭窄部となっており、上流域の多田地区において家屋の浸水被害が発生している。
- ◆昭和59年より銀橋～多田大橋間の河川整備を行っており、現在は、銀橋地点の河道の部分開削(910m³/s)、御社橋～多田大橋間の護岸等を整備中である。
- ◆猪名川町原地区や柏梨田地区等、地形的に道路冠水や一部家屋の浸水被害が発生している。

支川

- ◆阿古谷川・原川・野間川・芋生川・矢問川・塩川・前川・最明寺川・寺畑前川・内川・箕面川・駄六川・空港川の13河川については流下能力が確保されている。
- ◆一庫大路次川、初谷川等では、一部区間で流下能力が不足しているが、両岸ともに山付けや沿川が農地のみであり、宅地が存在しないか、農地よりも高い位置に立地している。
- ◆野尻川等では一部家屋の浸水被害が懸念される箇所も存在する。
- ◆塩川の下流区間では、猪名川の背水対策が必要な区間がある。
- ◆最明寺川の築堤区間において、部分的にパイピングやすべり等への対策の検討が必要な箇所がある。また、駄六川のように護岸等施設の老朽化が著しい箇所が存在する。

課 題

- ◆流下能力が不足しており、特に家屋浸水被害が生じている箇所については、家屋浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ◆河川沿いの道路等が局所的に冠水しており、避難、救援の観点からも浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ◆整備にあたっては、下流直轄管理区間等との治水バランスに配慮する必要がある。
- ◆老朽化対策として、最明寺川の築堤区間においてパイピングやすべり等への対策検討が必要である。また、駄六川等にみられる堤防、護岸等の老朽箇所に対する補修等が必要である。

河川整備計画における目標

・目標流量

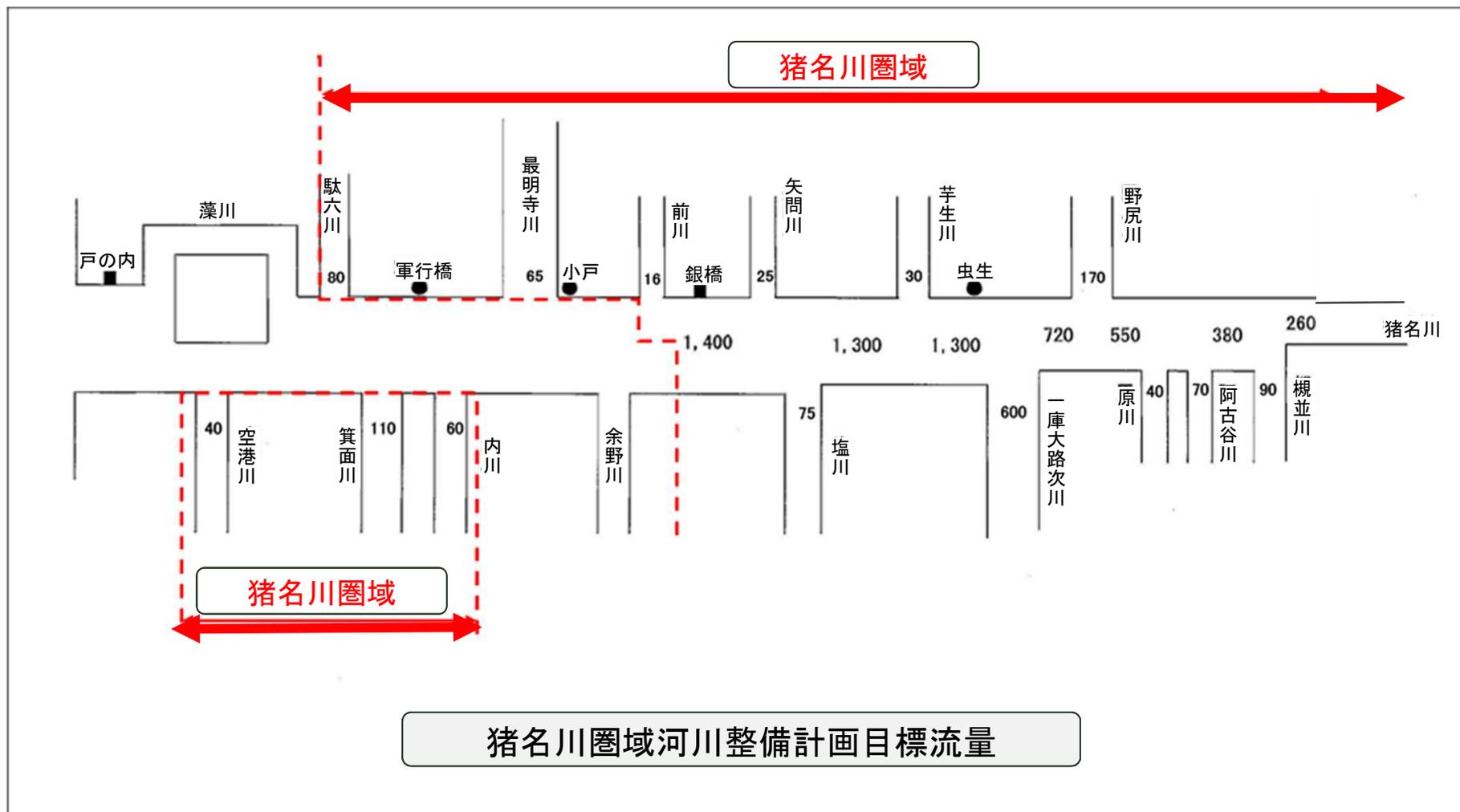
1. 目標設定の考え方

- ◆戦後最大の洪水への対応を基本とした上で、上下流・本支川バランス、既定計画に基づく改修経緯等を勘案して目標設定する。
- ◆上下流バランスについては、本整備計画対象区間内はもとより、下流直轄区間とのバランスについても遵守する。
- ◆早期に流域全体の治水安全度を向上させることを重視し、これまでの改修経緯を踏まえ、効果的・効率的な段階整備に努める。

2. 猪名川本川の目標流量

- ◆計画降雨量：153mm/9hr(年超過確率：1/20)
- ◆一庫ダム洪水調節方法：345m³/s一定量放流
- ◆流出計算モデル：特性曲線法(淀川水系河川整備計画と同一モデル)
- ◆目標流量：1,400m³/s(銀橋地点) (小戸地点1,700m³/s)

・目標流量



河川の整備と実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該工事の施工により設置された河川管理施設の概要

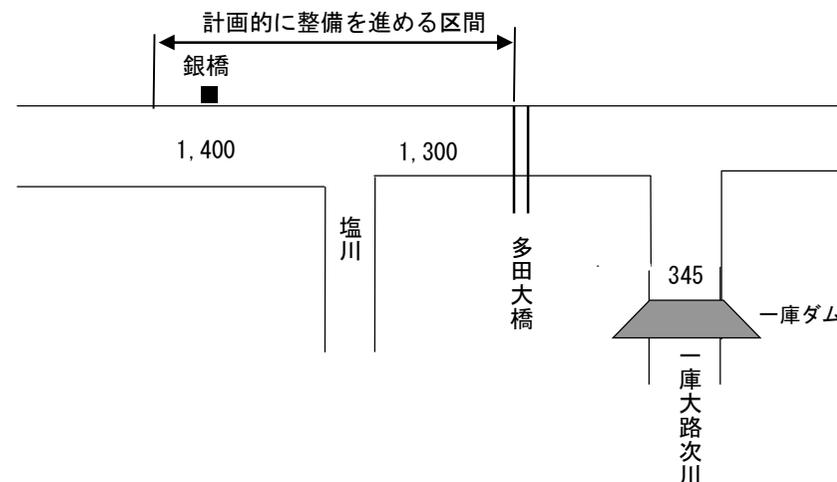
1. 流下能力向上対策

前章で定めた目標流量に対して現況流下能力が不足する区間のうち、上下流バランスの確保、家屋浸水被害の軽減、治水安全度の早期向上等を勘案し、流下能力向上対策として、以下の区間において計画的に整備を進める。

流下能力向上対策の施工の場所

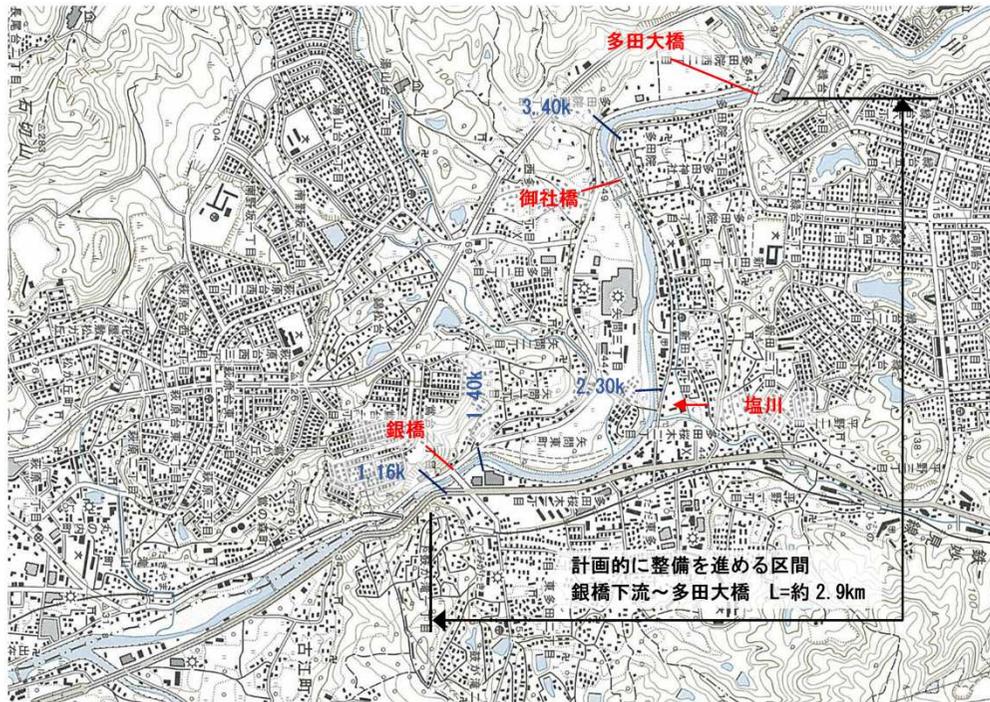
河川名	施工の場所	延長	施工内容
猪名川	銀橋下流～多田大橋	約2.9km	河道拡幅、築堤、護岸 河床掘削、橋梁架替、 背水対策

※橋梁架替については、橋梁管理者との協議の上実施する。

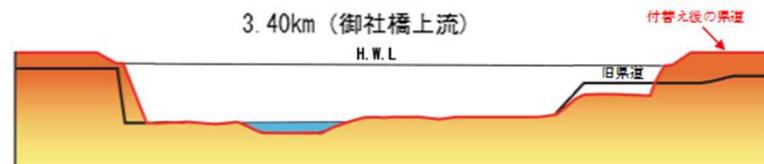
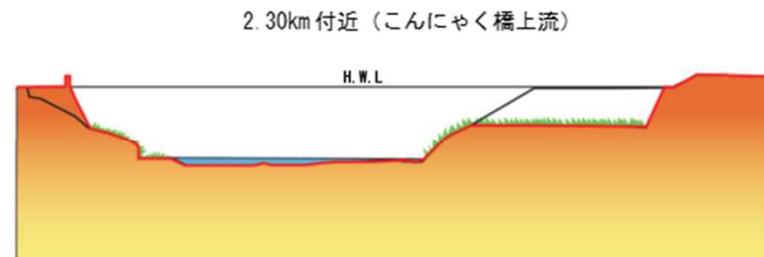
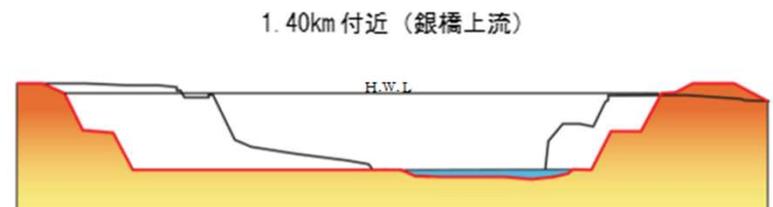
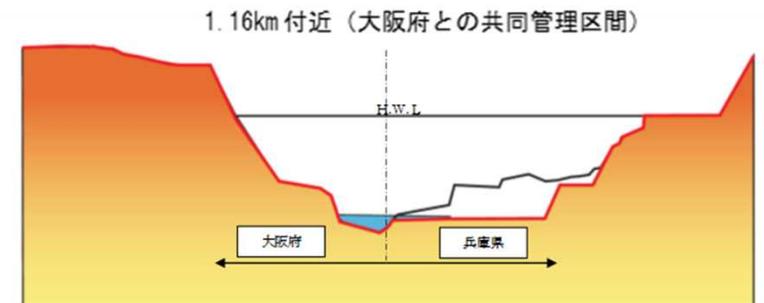
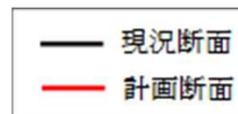


流下能力向上対策実施区間(流量配分図)

・河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該工事の 施工により設置された河川管理施設の概要



河川整備対象区間

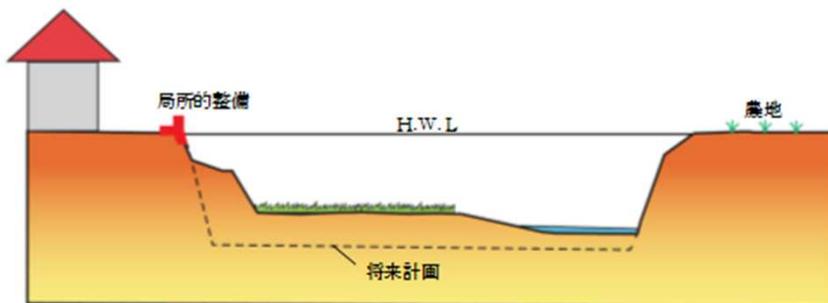


整備横断イメージ図(猪名川)

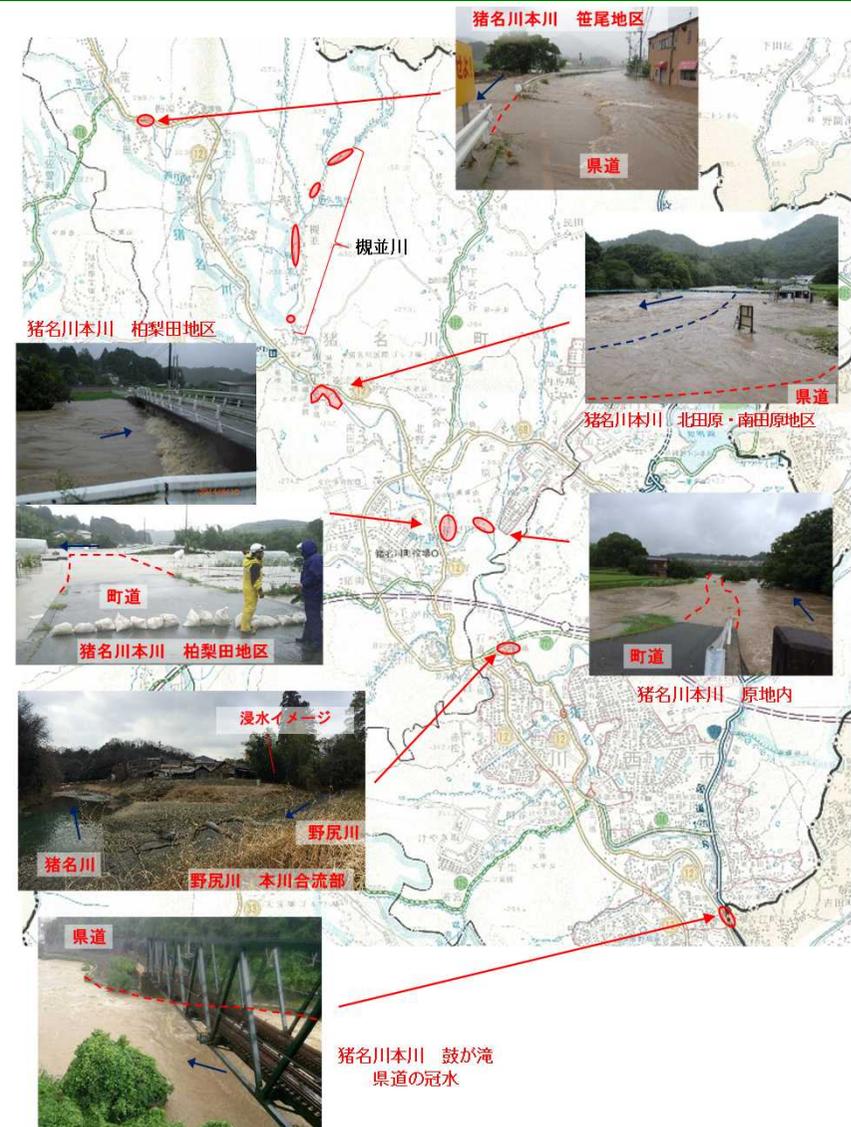
・河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該工事の施工により設置された河川管理施設の概要

3. 本川上流区間やその他支川等における局所的な浸水被害軽減対策

- ◆ 狭隘な地形で平坦地が狭い溪谷部や家屋が点在する上流部において、上下流バランスを踏まえた抜本的な流下能力向上対策を講じるためには、長年の歳月と多大な費用を要する。
- ◆ 当該箇所における浸水被害を早期に軽減させることを目的として、流下能力が不足し、かつ近年の洪水により沿川の家屋や道路等が頻繁に浸水した以下の箇所を対象として、局所的な浸水被害軽減対策を実施する。
- ◆ 実施に際しては、道路管理者と連携し、下流の河道形態や沿川の土地利用状況等を踏まえ、下流域の浸水被害を拡大させることがないように十分留意した上で施工規模等を検討する。



局所的な浸水被害軽減対策の整備イメージ

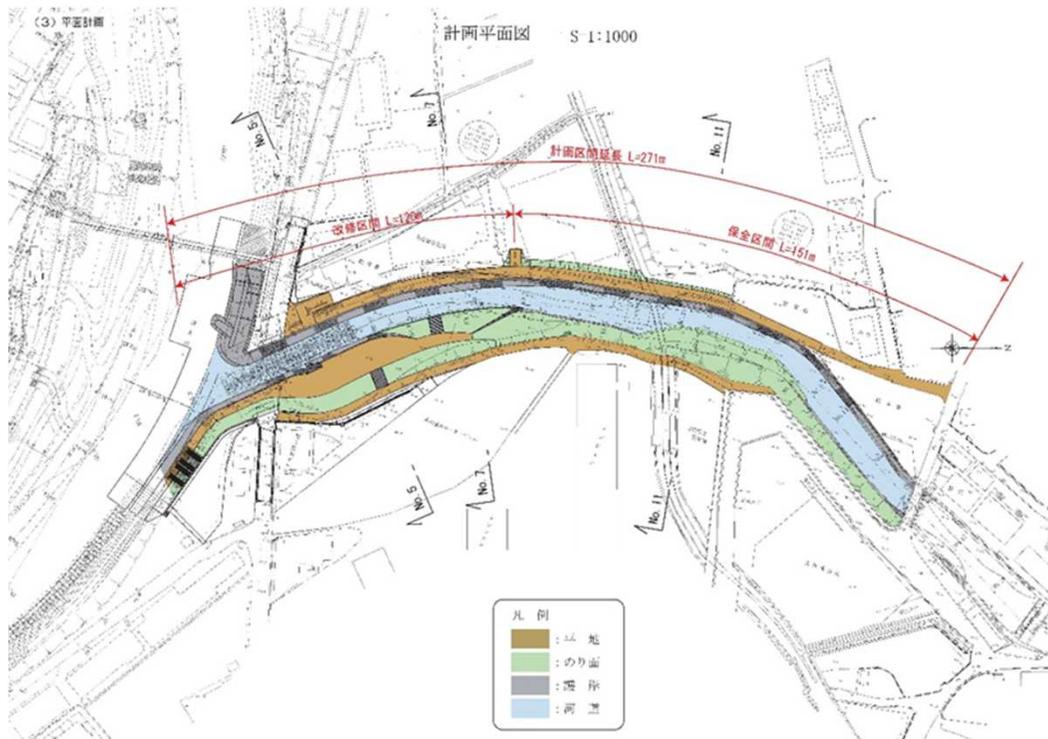


流下能力不足区間のうち道路冠水等が発生している箇所

・河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該工事の 施工により設置された河川管理施設の概要

4.猪名川本川からの背水対策

◆猪名川の計画高水位よりも堤防高が低い塩川の最下流区間については、猪名川本川からの背水により越水するおそれがあることから、猪名川本川の整備進捗に応じて、当該区間の背水対策を実施する。



塩川背水対策区間



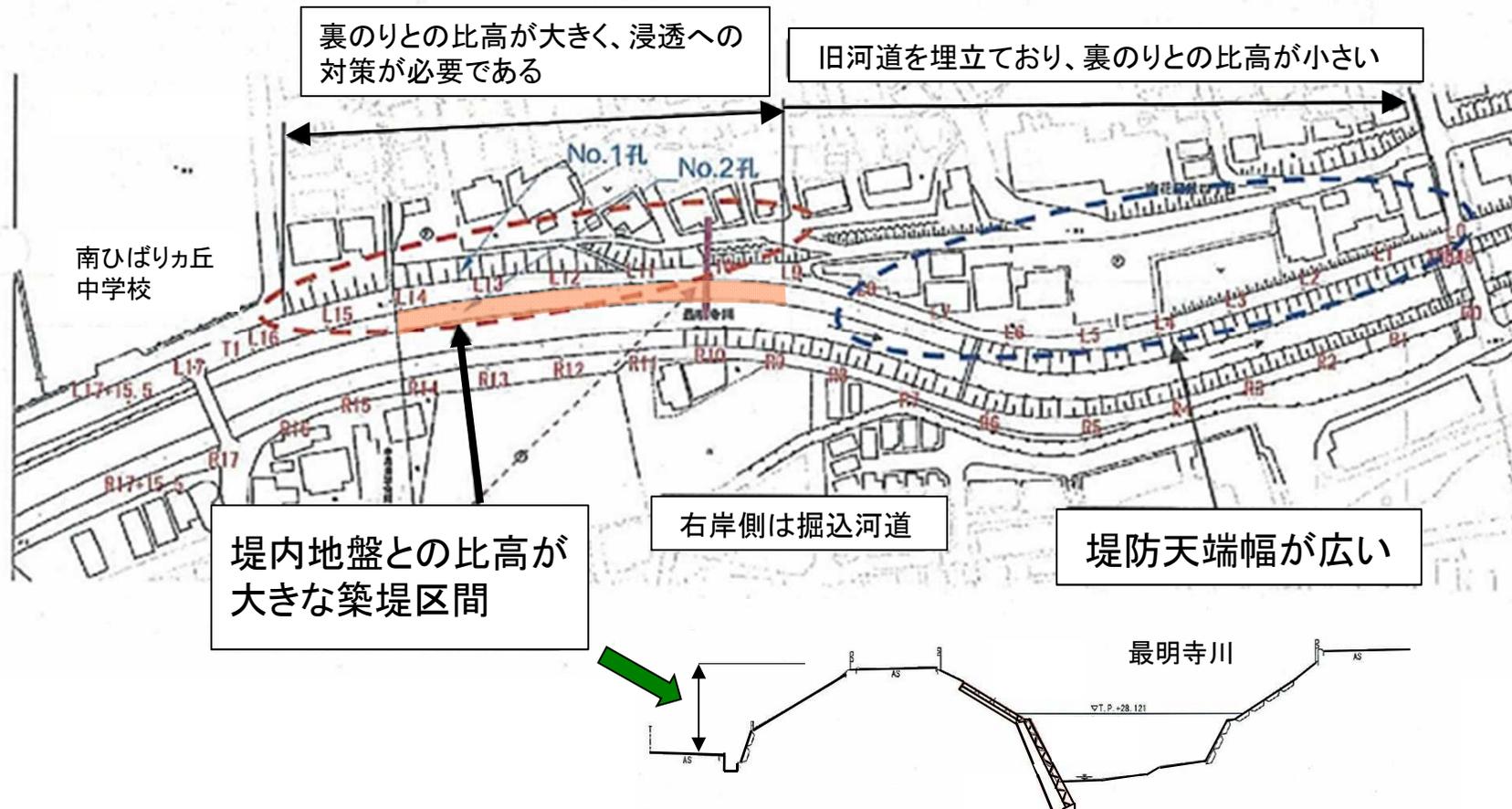
塩川整備イメージ図

(「塩川の河川改修工法検討会概要書、H18年3月」)

・河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該工事の施工により設置された河川管理施設の概要

5.堤防の強化

◆堤防点検の結果、最明寺川の堤防の裏のりの堤内地盤との比高が大きく浸透への対策が必要な区間において堤防の強化を進める。



最明寺川右岸築堤区間の断面イメージ

・河川維持の目的、種類及び施工の場所

1. 河道の維持

- ◆堆積土砂等については、洪水時の流下能力を維持するため、適宜、河川状況を把握し、撤去等の対策を実施する。
- ◆河川敷については、市街地部における貴重な人と自然とのふれあいの場としての利用が促進されるよう関係機関や河川愛護団体等と連携し、除草等の環境整備を実施する。
- ◆また、不法投棄・不法占用等が認められる場合は関係機関と連携し、これらの撤去や指導を行う。

2. 河川管理施設の維持管理

- ◆圏域内の河川については駄六川のように護岸等の老朽化による施設被害が見られる。河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、日常の河川の巡視により堤防や護岸等の現状を把握し、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。
- ◆また、樋門等については、定期点検により機能の維持に努めるとともに、関係機関との連携等により適時閉鎖するなど、適切に操作運用する。
- ◆親水施設等については、集中豪雨による急激な水位上昇などに対し利用者の安全に配慮した管理を行う。



駄六川 国道171号上流部



駄六川 国道171号上流部

・河川維持の目的、種類及び施工の場所

3. 許可工作物の指導・監督

- ◆許可工作物として設置されている井堰及び橋梁等が河川管理において支障となることが予想される場合には、施設管理者において速やかに点検・修理等を実施するように指導・監督を行う。
- ◆河川占用及び新たな工作物の設置や施設の改築等については、本整備計画及び他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の観点から支障をきたさない範囲で許可する。また、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて関係機関と連携し指導を行っていく。

4. 水量・水質の保全

- ◆適正な河川管理のため、関係機関との連携のもと、定期的な水量や水質のデータの収集・把握に努める。
- ◆また、良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により早期発見、適切な対処に努める。

・河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 河川情報の提供に関する事項

- ◆兵庫県では、水防団、消防機関の出動等の目安となる氾濫注意水位、洪水時の避難・誘導活動の判断材料のひとつとなる避難判断水位等を設定し、河川の水位や雨量に関するリアルタイム情報と合わせて、水防に関する情報を“フェニックス防災システム”により関係行政機関の防災担当部局へ提供している。
- ◆一般向けには、県のホームページで公開している兵庫県CGハザードマップで、降雨量毎の浸水状況等の防災情報マップ及び動画を用いた防災学習のページ等を掲載しており、兵庫県防災気象情報や国の“川の防災情報”で、水位や雨量の情報をリアルタイムに配信している。河川の状況を映像で把握できるよう笹尾水位観測所地点等、河川監視カメラを設置しインターネットで配信している。
- ◆地上デジタルテレビ放送による災害関連情報（避難勧告・指示、避難所開設、河川の水位・雨量）の提供も行われている。
- ◆日常の河川情報の提供としては、河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベント等を通じて、河川愛護、河川美化等の思想の普及や啓発に努めるとともに、河川に関する広報活動を強化し、治水・利水・環境に関する意識の高揚を図る。



川の防災情報
(雨量・水位観測地点)



兵庫県河川監視カメラシステム
(笹尾水位観測所)



GIS浸水想定区域図(イメージ)

・河川整備を総合的に行うために必要な事項

2. 地域や関係機関との連携等に関する事項

- ◆猪名川圏域の下流を国土交通省が、また、銀橋下流左岸及び一部の支川上流部を大阪府が、一庫ダムを水資源機構が管理している。このため、治水対策、水防活動等の実施にあたって、各管理者と緊密に連携するとともに河川工事の実施時期について十分に調整を図る。
- ◆洪水時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、関係機関と連携して水防体制や防災教育等の支援や地域防災の担い手の育成を行い、地域住民の水害に対する意識の向上に努めていく。
- ◆地域で行う河川の清掃活動を支援する等、圏域住民が主体的に川を守り育てる社会づくりや仕組みづくりを推進する。
- ◆猪名川の優れた河川環境や文化財の保護並びに歴史的文化遺産の活用について広く住民に周知を図り、住民間、住民と行政との連携を強化するために協働で取り組む。

【河川愛護の促進】

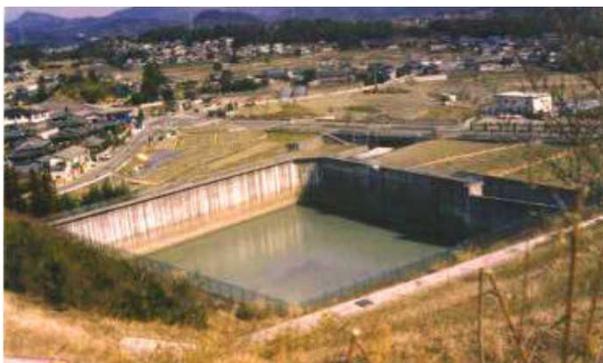
- ◆「ひょうごアドプト」など河川に関する様々な活動を通じて、河川愛護、河川美化等の思想の普及や啓発に努めるとともに、河川に関する広報活動を行い、治水・利水・環境に関する意識の高揚を図る。
- ◆「ひょうごアドプト」は、県が管理する河川等において、地域住民がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、河川や地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指して活動している。県は、これら猪名川におけるアドプト活動を支援していく。
- ◆これら河川愛護の活動の支援等を通じて、圏域全体で正常流量の確保に向けた節水型の社会生活や河川水質の維持改善に家庭から取り組む啓発を積極的に推進していく。

・河川整備を総合的に行うために必要な事項

3. 総合治水に関する事項

- ◆ 総合治水条例に基づき平成27年3月に策定予定の「阪神東部(猪名川流域圏)地域総合治水推進計画」を踏まえ、校庭、ため池等を活用して雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策や、ハザードマップの充実や避難体制の強化等、浸水被害が発生してもその被害を軽減する減災対策を組み合わせた『総合治水』に国、県、市町、県民相互の連携のもと取り組む。

調整池の設置及び保全



調整池(猪名川町内)

土地等の雨水貯留浸透機能



学校(校庭)における雨水貯留
(川西南中学校)



雨水貯留タンク
(川西市)